

## 〔５〕他機関との連携

### １ 専門機関の利用

自分の学区内外にどのような医療機関、相談機関、福祉機関等があるかを知っておくことが必要です(住所、電話番号、専門とする領域、担当者、利用可能な時間帯など)。

危機的状況が発生した時、生徒や保護者にとって、専門機関を訪ねていくことには、心理的抵抗があり、思い切った決断がいることです。ましてや当事者が必要ないと考えている場合は、勧めることはさらに難しくなります。しかし、保護者の心情を汲みながらも、生徒の学校での様子や知り得た情報を丁寧に保護者に伝え、今後のことを責任を持って、ともに考えていく学校側の意志を伝えることが大切です。生徒との信頼関係はもちろん保護者との信頼関係を築きあげていくことが重要です。

### ２ 精神疾患の有無

リストカットや自殺企図、摂食障害の背景には下記のような疾患が関連していることがありますので、専門機関での判断（診断）と治療が重要になります。

〔うつ病の症状として〕

- ・抑うつ気分・億劫、何もする気が起きない・集中できない、不安や焦燥感、自律神経症状 等
- 〔統合失調症の症状として〕
- ・陽性症状：非論理的で統制がとれず、滅裂な思考形態、妄想、幻覚（幻聴、幻視）等
- ・陰性症状：思考に感情が伴わない、気分不安定で反応に乏しく、無関心な態度
- ・対人関係の偏狭さ、極端な敏感さ 等

〔境界性人格障害の症状として〕

- ・見捨てられ不安、不安定で激しい対人関係様式（理想化とこき下ろし）
- ・自己を傷つける可能性のある衝動
- ・自殺の行動、そぶり、脅し、自傷行為 等
- 〔自己愛性人格障害の症状として〕
- ・自己の重要性の誇大な感覚、過剰な賞賛を求める、特権意識
- ・自分への批判や無関心への異常な怒りや屈辱感

### ３ 連携する際の留意事項

当該生徒について、学校では何を依頼したいのかを、校内で十分話し合っておきます。

#### (1) 相談依頼内容

- ・学校の指導方針の妥当性について知りたい
- ・この生徒の適切な理解の仕方と指導方法について知りたい 等

#### (2) 報告すべき内容

〔準備すべきもの〕

- ・当該生徒の生育歴や客観的なデータ
- ・これまでの指導方針とその経過
- ・現状における問題点
- ・当該生徒の行動特性がうかがえるような作文や作品 等
- ・保護者の意向
- ・学校がとらえる今後の見通し 等

#### (3) 今後、学校が果たすべき役割や留意点

- ・当該生徒への援助の妥当性
- ・専門機関との話し合いで明らかになった課題
- ・保護者との連携の在り方や相互の役割
- ・両者による定期的な情報交換の時期など

相談依頼後は、対応を専門機関に任せ切りにしないように留意する必要があります。

#### —— 専門関係機関の一部を紹介します ——

- ・精神科、神経科、心療内科等の医療機関
- ・各地域健康福祉センター
- ・栃木県精神保健福祉センター 028-673-8785
- 電話相談 028-673-8341
- ・栃木県教育研究所 028-621-7274
- ・栃木県県北児童相談所 0287-36-1058
- ・栃木県中央児童相談所 028-665-7830
- テレホン児童相談 028-665-7788
- ・栃木県県南児童相談所 0282-24-6121
- ・栃木いのちの電話 028-643-7830
- ・足利いのちの電話 0284-22-0783
- ・希望のダイヤル 028-665-4818
- ・さわやかテレホン 028-665-9999
- ・ヤングテレホン 028-624-4152
- ・栃木県総合教育センター教育相談部 028-665-7211